

令和3年度第2回利根町総合教育会議 議事録

令和4年1月17日 午後4時00分開会

1. 出席者

【町長】	町長	佐々木 喜章 君
【教育委員会】	教育長	海老澤 勤 君
	教育長職務代理者	佐藤 忠信 君
	委員	石井 豊 君
	委員	長岡 純子 君
	委員	巻島 久 君

1. 欠席者

なし

1. 出席事務局職員

【町長部局】	総務課長	飯塚 良一 君
	政策企画課長	川上 叔春 君
	財政課長	蜂谷 忠義 君
	子育て支援課長	花嶋 みゆき 君
	子育て支援課長補佐	中村 裕子 君
	子育て支援課係長	杉野 拓紀 君

【教育委員会】	学校教育課長	中村 寛之 君
	生涯学習課長	桜井 保夫 君
	指導室長	池田 恭 君
	生涯学習課長補佐	永田 幸夫 君
	指導課長補佐	古山 栄一 君
	学校教育課長補佐	布袋 哲朗 君
	学校教育課係長	辰尾 尚美 君

1. 協議事項

議題1 「布川地区コミュニティセンター」の生涯学習施設への組み入れについて

議題2 利根町総合教育センター（仮称）設立に向けて

議題3 その他

放課後児童クラブの運営について

午後4時00分開会

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより、令和3年度第2回利根町総合教育会議を開会いたします。

初めに、佐々木町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） 本日は、お忙しいところ、第2回総合教育会議にお集まりいただきありがとうございます。教育委員の皆様方には、旧年中大変お世話になりました。今年もよろしくをお願いいたします。

さて、新年を迎え、依然として新型コロナウイルスが猛威を振るっており、新たなウイルス、オミクロン株も確認されております。

コロナ対策も含め、町民目線に立った町政運営を実施していくため、箱根駅伝で圧倒的な勝利に導いた青山学院大学原監督の言葉をお借りし、職員に対し新年の訓示をいたしました。勝因に挙げられた、自ら立つ「自立」と自分を律する「自律」を持ち、常に足りないものは何か、課題、目標は何か、一人一人の考え、係で、課で、教育委員会で、そして町全体で実行に移し、浸透させていってほしいという話をさせてもらいました。

本日は、前回からの継続案件、「布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設に組み入れることについて」に加えて、「利根町総合教育センターの設立に向けて」と新たな提案もなされております。

教育委員会におきましては、既に事務局より説明があったと思いますが、教育委員の皆様方の忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

○学校教育課長（中村寛之君） ありがとうございます。

続きまして、海老澤教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（海老澤 勤君） 今、町長さんからお話がありましたように、本日の総合教育会議の議題は3点でございます。

1点目が、「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れ」でございます。この条例改正により、文化センター、生涯学習センターと並んで、布川地区コミュニティセンターも同様の施設として利用者の利便性が図られるのではないかと考えております。

2点目に、「利根町総合教育センター（仮称）の設立に向けて」でございます。出席されている方々のご意見を頂戴したいと思います。ご存じのように小学校統合が進みますと、現在の文小学校、文間小学校の2校の跡地、利活用をどうするかという課題も出てきます。

現在、政策企画課において利活用を検討中ではございますが、令和5年度、廃校となったいずれかの学校の再利用ということで、利根町総合教育センター（仮称）を設立して、利根町の学校教育の充実をさらに図っていきたいと考えております。

3点目は、小学校の統合後の放課後児童クラブの運営でございます。

子育て支援課事業ではございますが、保護者の関心は高いものがございます。国でも子育てに関しま

しては、縦割りではなく横串を通した連携ということで、今回の国会でも子ども家庭庁の設置を目指しております。子育てしやすい利根町になるよう、ご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○学校教育課長（中村寛之君） ありがとうございます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、利根町総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、佐々木町長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） 皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、前回に引き続き、「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」と、「利根町総合教育センター（仮称）の設立に向けて」の説明がございまして。最後に、「放課後児童クラブの運営について」の報告がありますので、よろしく願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） 早速、議題に入らせていただきます。

「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」を議題としますので、生涯学習課より説明願います。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」でございまして、昨年11月の第1回利根町総合教育会議において提案させていただき、利根町生涯学習施設運営協議会へ生涯学習施設への組み入れについて諮問をいたしました。

本年1月11日に諮問に対する答申がございまして、地方自治法施設の使用料の一元化、町民及び利用団体の利便性、生涯学習活動の支援のため、令和4年4月1日より生涯学習施設に組み入れる旨の提言をいただいております。

また本日、教育委員会定例会を開催し、その旨を報告するとともに、生涯学習施設運営協議会の答申を尊重し、令和4年4月1日までの条例等の改正や町民への周知方法について承認をいただきました。

資料の詳細につきましては、永田生涯学習課長補佐より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○生涯学習課長補佐（永田幸夫君） それでは、私のほうからご説明を申し上げます。

資料の1枚目をご覧ください。

「1. 令和4年4月1日より生涯学習施設への組み入れ」でございまして。

令和3年11月24日に開催されました利根町生涯学習施設運営協議会の答申を尊重し、使用料の一元化を図り、町民及び利用団体の利便性、生涯学習活動を支援するために、周知期間は少ないものの、町民にとっては有益であることから令和4年4月1日より生涯学習施設へ組み入れることとします。

「2. 布川地区コミュニティセンターの管理・運営について」でございまして。

施設の管理・運営については、現在、指定管理者で布川地区コミュニティセンターの管理・運営を行っております「一般社団法人利根町シルバー人材センター」に引き続き管理できるよう配慮することとし、休館日及び施設の名称については、町民の方に根付いていることから現状のままとします。

「3. 条例改正等について」でございます。

利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例第2条に、「布川地区コミュニティセンター」を追加し、指定管理者による管理も可能とするための規定、使用料金の改正、また、附則にて利根町コミュニティセンター条例の廃止、また、利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正を行います。

条例改正（案）については、令和4年第1回利根町議会定例会に議案として上程いたします。その他、利根町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び教育委員会規則及び訓令の一部改正については、令和4年3月の教育委員会定例会に議案として上程いたします。

「4. 町民への周知方法等について」でございます。

令和4年3月の利根町議会定例会可決後、速やかに町ホームページをはじめ行政アプリ、SNS等への投稿、庁舎を含む出先機関に貼り紙等を掲示し、町民への周知を図ります。

次に、資料の2枚目をご覧ください。

令和4年1月11日付で、利根町生涯学習施設運営協議会からの「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて」の答申書でございます。

主な内容といたしましては、「布川地区コミュニティセンターの運営等については、施設使用時間や使用料が生涯学習施設と異なり、利用団体からの要望、利用者の利便性、町民の生涯学習活動の支援を考慮すると同じ地方自治法施設であることから、一元化を図る必要があると考えます。

さらに、生涯学習施設に組み入れることにより、利用行為の制限も撤廃され、物品等の販売や有料のイベント等への貸出しも可能となり、利用者の増加も見込まれます。布川地区コミュニティセンターの名称や休館日、指定管理者制度を利用した管理運営業務については、町民の方に根付いており、このまま実施し、休館日を別にすることで年間を通した生涯学習活動の支援につながることから、令和4年4月1日から布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設へ組み入れることを提言いたします。」との内容でございます。

3枚目、裏面でございますが、参考といたしまして、審議の経過記録と主な意見を載せてございます。

4目でございますが、利根町教育委員会教育長から「利根町生涯学習施設運営協議会への諮問について」の写しでございます。この宛名ですけれども、「利根町生涯学習運営協議会」となっておりますが、「施設」が抜けております。正しくは、「利根町生涯学習施設運営協議会」でございます。申し訳ございません。修正をお願いします。

次に、「利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（案）」についてご説明申し上げます。

利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（改正後）でございますが、修正、改正した個所を赤文字で示しております。

説明につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

なお、総務課法制担当の最終的な承認は受けておりませんので、細かい言葉、文字の使い方に多少変更となる場合がありますのでご了承ください。

それでは、1ページをお開きください。

第1条、設置でございますが、3行目に「（以下「法」という。）」を追加してございます。後ろの

第13条にも地方自治法の条文が出てきておりますので、追加してございます。

第2条、名称及び位置でございますが、「布川地区コミュニティセンター」を追加してございます。

第4条、職員でございますが、「置く」を「置くことができる」に改正してございます。布川地区コミュニティセンターにつきましては、指定管理者を設置しているため、職員を配置していないことから表現を改めてございます。

2ページをお開きください。

第7条、使用料でございますが、使用者が明記されておりましたので、生涯学習施設の使用の許可を受けた者を使用者としたものでございます。

第13条から6ページの第20条までにつきましては、指定管理者制度を導入する規定でございますが、利根町コミュニティセンター条例の規定を追加したものでございます。

第13条では「指定管理者による管理」について、第14条では「指定管理者が行う業務」について、第15条では「指定管理者の指定の申請」について、第16条では「指定管理者の指定等」について、第17条では「事業報告書の作成及び提出」について、第18条では「業務報告の聴取等」について、第19条では「指定管理者の指定の取消等」について、第20条では「秘密保持の義務」について、それぞれ規定しております。

利根町コミュニティセンター条例で規定しておりました内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

第21条、原状回復の義務でございますが、第1項は、今回の条例改正に合わせ、文言の修正をさせていただきます。第2項は、指定管理者の規定を追加し、指定期間の満了等を迎えた場合など、現状に回復する内容となっております。第3項は、使用者の次に指定管理者を追加してございます。

第22条、損害賠償の義務につきましても、使用者の次に指定管理者を追加してございます。

7ページをお開きください。

別表といたしまして、布川地区コミュニティセンターの施設区分及び使用時間・使用料金を定めた一覧を掲載してございます。

次に、備考欄でございますが、町外者の後に「龍ヶ崎市民を除く、以下同じ。」、「以下同じ」を追加願います。これは、龍ヶ崎市と締結いたしました公の施設相互利用に関する協定書によるもので、明記されておりましたので追加したものでございます。

8ページをお開きください。

附則でございますが、施行日につきましては、令和4年4月1日としており、附則の中で、利根町コミュニティセンター条例の廃止、及び9ページにございます利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正してございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○町長（佐々木喜章君） ただいま、生涯学習課から4月1日より生涯学習施設に組み入れる説明がございました。

教育委員の皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長職務代理者（佐藤忠信君） この利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例は、設置のところに、町民の生涯学習活動を支援しということが主な目的だと思います。それで、利根町コミュニティセンターの条例の設置のところでも、町民の自主的な生涯学習活動の活性化を促すということも明記されておりますので、生涯学習施設の条例の中に入れるのは良いことだと思っております。

また、使用等につきましても、生涯学習施設運営協議会からの答申があり検討されていると思うので、今まで使用できていたように配慮もされていると思いますので、今までと同じ使い勝手で町民が使えるということでは、特に問題はないのかなと思っております。

以上です。

○町長（佐々木喜章君） ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、生涯学習課から説明がありましたように、3月の議会定例会に条例案を上程し、4月1日より布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設に組み入れ、町民等への周知等については、今から準備を進め、議決後、速やかに周知できるよう生涯学習課で進めていっていただきたいと思っております。

○町長（佐々木喜章君） 続きまして、議題2「利根町総合教育センター（仮称）の設立に向けて」、指導課より説明になります。

○指導室長（池田 恭君） それでは、利根町総合教育センター（仮称）になりますが、設立に向けた案についてご説明をさせていただきます。

この件は、先日、令和3年11月に開催しました教育委員会で教育委員の皆様にご説明をさせていただき、ご理解をいただいた内容になりますが、利根町総合教育センターの設立については、当然ながら予算も必要となってまいりますので、総合教育会議に諮って了承を得た上で、準備を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

初めに、資料の1ページ、「1. 基本的な考え方」です。

本町の小中学校の課題として、不登校児童生徒の増加、いじめ問題の克服等が挙げられます。不登校やいじめ問題については、学校と教育委員会が連携して課題克服に努めております。しかし、その原因が複雑・困難化しており、解決がスムーズにいかないケースが見られております。

また、ベテラン教員の大量退職時代といわれる中、本町においても、若手教員や経験の浅い教員等が増加しております。これまでの指導技術等の継承がスムーズにいかないケースや多様な課題に対応する教員のメンタル面での心配が見られております。

これらの課題に対応するため、現在の利根町の支援体制を生かしながら、利根町総合教育センター（仮称）の設立を考えております。

今後は、不登校やいじめの問題に対する未然防止策をこれまで以上に積極的に打ち出したり、柔軟な対応をしたりする必要があると考えております。利根町総合教育センター（仮称）を設立し、教員を対象に定期的な支援と実態に応じた助言・指導をしていくこと、若手教員等の資質の向上を図っていくこ

と、若手教員のメンタル面でのサポートをすることについても、丁寧に行うことができるのではないかと考えております。

また、特別支援教育を受ける児童生徒の増加に合わせ、一人一人のニーズに応じた指導が一層求められ、特別支援教育の充実を図っていく必要があります。

さらに、地域の学校として、学校と地域住民が同じ目標を持ち、児童生徒を育てていくコミュニティ・スクールの実現も必要になってきています。このようなコミュニティ・スクールする課題に対応する利根町総合教育センター（仮称）を設立し、利根町の小中学校への支援を充実させ、より良い教育活動の実現を目指します。

1 ページ、「2. 国や県における現状について」説明をいたします。

「(1) 国や県におけるいじめの現状」、いじめ認知累計件数についてですが、現状は、全校的に増加傾向となっています。令和2年度については、減少しています。休校期間があったためと考えられます。茨城県については、年度ごとに減少傾向となっています。

続いて、2 ページ、「(2) 国や県における長期欠席者の現状」、不登校児童生徒数についてです。

現状は、不登校児童生徒数は全国でも県においても、年を追うごとに増加している現状です。小学校の増加率が高い傾向になっております。

続きまして、「(3) 県における特別支援学級在籍数の推移」です。現状は、少子化を受け、普通学級在籍者数が年々減少をしています。一方、小中学校とも、特別支援学級在籍者数は年々増加している現状があります。

次に、「3. 利根町における現状と課題」になります。

「(1) 利根町におけるいじめの現状と課題」ですが、現状としては、各小中学校では、令和2年度より、積極的にいじめの認知することを確認し、いじめの解消に向けて早期対応に当たっています。そのため、令和2年度はいじめ累計件数が増加しています。また、小学校では、低学年の認知件数が多い現状が見られます。また、中学校1年時のいじめ認知件数が多い実態もあります。

課題としては、利根町はいじめ認知の現状から、早期対応を組織的に行っていく必要があります。また、教員の資質向上を図り、いじめの早期発見・早期対応を積極的に行っていく必要があります。小中の連携や保幼小の連携の充実のための教員の研修の充実が必要になります。

続いて、3 ページ、「(2) 利根町における不登校児童生徒の現状」です。

30 日以上長期欠席者の件数になりますが、現状としては、利根町の小学校では、学年が上がるにつれ不登校児童生徒の数が増えている現状があります。中学校では、どの学年も不登校児童生徒が一定数います。

課題として、教員の資質向上により、不登校児童生徒の新たな出現を未然防止していく必要があります。また、家庭環境等が複雑化している児童生徒がおり、学校だけで不登校の問題解消に向けた対応が困難なケースがあります。課題解決には、専門家との連携、柔軟な対応が必要です。

続いて、「(3) 適応指導教室「とねっ子ひろば」における支援の状況」です。

現状としては、不登校児童生徒が心の居場所として、「とねっ子ひろば」に継続的に通い活用してお

ります。

課題として、「とねっ子ひろば」と学校と連携し、積極的に適応指導教室の指導員が学校に働きかける取り組みを充実させていく必要があります。

続いて、「(4) 特別支援教育在籍者の人数」です。

現状としては、小学校の在籍者が増減はほぼない状況が続いていますが、1校当たり10名くらいの人数が在籍しています。

課題としては、特別な支援を必要とする児童生徒が多いことから、取り出しの支援だけでなく、それらの児童生徒を含めた交流学級全体の指導をどのように支援していくか考えていく必要があります。

最後に、4ページ、「(5) 利根町の若手教職員等の現状」です。

現状としては、小中学校では、毎年、新採教員を配置しております。中学校では複数名配置され、20代の教員の割合、経験年数5年以内の教員の割合が高いです。また、各学校で生徒指導への対応、特別な配慮を要する児童生徒の対応などに苦慮するケースが見られます。

令和2年度に若手教員による不祥事が発生しました。精神的な面から休職をとる若手教員もおり、課題となっております。若手教員を中心に研修を充実させ、課題に柔軟な対応ができるようにするとともに、サポートを充実させていく必要があります。

続いて、「3. 現在の利根町の支援体制」を説明させていただきます。

適応指導教室「とねっ子ひろば」は、図書館の空きスペースを活用して指導に当たっております。また、学校に関する相談業務（教育相談、就学相談等）については、教育相談員やスクールソーシャルワーカーとの連携が重要になっており、積極的な活用をしております。

これまでの支援体制を生かしながら、利根町総合教育センター（仮称）では、次のような組織づくりをして対応していきたいと考えております。

5ページになります。

「4. 現在の利根町の支援体制を生かした「利根町総合教育センター（仮称）」の構想」です。

「①不登校サポート推進室について」、主な事業として、不登校等の教育問題で悩んでいる児童生徒や保護者に対する相談。適応教室、不登校児童生徒の個別指導と集団での指導。

事業内容として、適応指導教室「とねっ子ひろば」の取組を拡充し、不登校サポートとし、これまでの適応指導教室の取り組みの継続と併せ、相談員の専門性を生かした取り組みを充実させます。積極的な学校の訪問を通して、児童生徒や保護者、担任等への支援や助言を行う体制をつくりたいと考えています。

続いて、「②特別支援サポート推進室について」、主な事業として、特別支援教育の相談に関すること。特別支援に関する教職員の研修に関すること。

事業内容として、現在の1名の特別支援相談員の体制を維持し、特別支援サポートとします。学習の定着や理解困難等に関する児童生徒や保護者の相談に対して、来所・訪問・電話相談をしていきます。また、多様化する児童生徒の障害等の理解と、対応を目的とした教職員向け研修の企画・運営をしていければと考えております。

続いて、「③学校・教員サポート推進室について」、主な事業として、いじめ問題克服に向けた研修に関する事、若手教員を中心とした教職員の研修・指導に関する事。

事業内容として、新たに2名の学校運営指導員を配置し、学校・教員サポートを立ち上げます。主に、いじめ問題克服に向けた教員向け研修を企画・運営していきます。また、若手教員等の増加に伴う課題に対応するための研修の充実を図っていきます。精神的な負担を感じる教員に対応するためのサポート体制についても構築していきます。

続いて、「④コミュニティ・スクールサポート推進室」、主な事業として、「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」に関する事。

事業内容としては、地域と連携を密にした学校づくりに向け、「コミュニティ・スクールサポート」を立ち上げます。学校における地域人材活用に関する連絡調整を行うとともに、関係機関と連携しながら、コミュニティ・スクール立ち上げに向けた準備に当たっていきます。

6ページ、「⑤その他」になりますが、スクールソーシャルワーカー1名と相談員1名を配置します。これまでの学校を巡回する取り組みを継続していくとともに、それぞれのサポート推進室との連携をとりながら、諸課題に対応していきます。

6ページ、「(2) 組織イメージ図と各部の具体的な業務内容」になります。

最後に、「(3) 利根町総合教育センター（仮称）の設立に向けて」です。利根町総合教育センター（仮称）は、町長の基本姿勢でもあります「子育てと教育の町・利根町」の実現に向けた取り組みの重点の一つになるものと考えております。

そこで、令和4年度には、その準備段階として「学校・教員サポート」の学校運営指導員を2名採用したいと考えております。指導員には、若手教職員の資質向上を図るため教職員研修の充実を図るとともに、指導員と連携し、利根町総合教育センター設立に向けた準備を進めていきます。そのため、令和4年度には新年度予算案として、学校運営指導員2名の採用に伴う関係費用を新たに予算計上させていただいております。

また、令和4年度から5年度にかけて、利根町学校跡地利活用ワーキングチームや住民アンケート等から現段階として活用案で意見も出ている、文間小学校跡地を候補として設立に向けた準備を行いたいと考えております。

設立に関しては、施設の整備、維持管理等の費用が必要となることから、予算に関しては、今後関係各課などと協議しながら検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○町長（佐々木喜章君） ただいま、指導課から利根町総合教育センター（仮称）について説明がありました。

教育委員の皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○教育長職務代理者（佐藤忠信君） この利根町総合教育センター（仮称）構想は、とても良いなと思いました。子どもたちの悩み、そういう部分の解消というのは、当然今までも行われてきているとは思いますが、さらに、若手の先生方が悩んでいるところをうまく指導していけるといっても非常に良

いと思いました。

一般社会でも、会社の新入社員や新任の職員の方は、やはり悩んで辞めていってしまうケースもありますので、そういう中で、若手の先生も悩んだときには、もっと自信を持って指導できるような指導をしていただければ、相乗効果で子どもたちにも良い指導ができていくのではかと思いました。とても良いなと思いました。

以上です。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） （仮称）利根町総合教育センター、6 ページの組織図を見ていただきたいのですが、指導課長に補足をして説明したいと思います。

命令指揮系統としては指導課の下に、このセンター機能を位置付けたいと思います。

そこで、4 本柱として、一つが「不登校サポート推進室」で、これは今、図書室にある「とねっ子ひろば」を中心とした相談員 3 名をそのまま「総合教育センター」の中に組み入れる。

それから、「特別支援サポート」は、特別支援相談員 1 名と、まだ来年度予算に要求はしてありませんが、仮に文間小学校で開設ができる状況になったときを合わせて、その時期に特別支援に長けた教員経験者を指導員として配置したいと考えております。

それから、三つ目の「学校・教員サポート推進室」を来年度予算に計上し、学校運営指導員として退職をなさった校長経験者 2 名を週 3 日ずつ勤務いただいて、若手教員、あるいは学校の研修、いじめ問題等の助言、支援、そういったものに当たってもらいたいと思います。そこで、次年度の令和 4 年度に、仮の場所ですが生涯学習センターの一室をお借りし、「学校・教員サポート推進室」を立ち上げたいと考えております。

それから、「コミュニティ・スクールサポート推進室」としましては、これは町の議会でも取り上げ、私も答弁しておりますが、小学校の統合を終えた後、検討しますという答弁をそのときにはしておりますので、令和 5 年以降、指導課指導主事に主になっていただいて、コミュニティ・スクール、地域学校運営協議会を位置付けた地域での学校づくり、子どもたちの見守り、コミュニティ・スクールに特化した推進室を設けていきたいと考えています。

簡単ですが、補足ということでお話しさせていただきました。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。それでは、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、指導課から説明がありましたように、令和 5 年度の小学校統合もございますので、利根町総合教育センター（仮称）が早期に設立できるよう、関係各課と調整し、進めたいと思います。

○町長（佐々木喜章君） 続きまして、議題 3 その他、放課後児童クラブの運営について、子育て支援課より説明願います。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 子育て支援課課長の花嶋と申します。よろしくお願ひします。着

座で失礼いたします。

本日は、課長補佐の担当の中村と児童クラブ担当の杉野係長も出席させていただきましたので、よろしく申し上げます。

現在、子育て支援課で実施しております放課後児童クラブの運営につきまして、ご説明をさせていただきます。時間は限られておりますので、一方的なご説明になってしまうかと思いますが、ご了承ください。

まず、参考資料として、条例と規則及び資料1を配付させていただいております。

資料1のほうで訂正がございます。児童クラブの状況の表の一番下、3校全体の通年の人数ですが、文小児童クラブの9名が抜けておりました。申し訳ありませんが、「80名」となっているところを「89名」に訂正をお願いいたします。

それでは、資料1を中心にご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

町では児童福祉法に基づきまして、別添のとおり、利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、もう一つの別添になります利根町児童クラブ事業実施規則により児童クラブを運営しております。

教育委員の皆様にも、町内の小学校に在籍している児童をお預かりする事業でありますので、児童クラブの現状と今後の課題について知っていただきたいため、今回の議題のその他として加えていただきました。

それでは、資料1をご覧ください。

放課後児童クラブの現在の状況ですが、児童クラブ事業は、保護者が労働等によって昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業となっており、各小学校に児童クラブを設置し、授業終了後から午後6時30分まで児童をお預かりしています。

担当職員は、児童クラブに携わる者として、条例の第10条にもありますとおり、放課後児童支援員と、支援員を補助する補助員を配置しており、支援員は、基礎資格をクリアした上で放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了した者であり、毎年、必要な知識や技術を習得するために、支援員、補助員とも研修に参加して資質向上を図っています。

児童クラブの支援員と補助員の数は、基準では支援の単位ごとに2名以上の配置が必要で、支援員の資格を持った者を必ず1名配置することとなっております。町では、児童クラブで支援を要する児童をお預かりする場合には、1人がかかりきりになってしまうため、人員を1名増やして、全クラブとも3名体制にしております。

児童クラブの定員は、各クラブとも原則40名ですが、保護者の仕事がお休みの日には家庭で過ごすことになっていきますので、お預かりする必要がないため、多少の児童の増員は現場の支援員と調整して、できる限り児童をお預かりするようにしています。

学校行事の振替休日や土曜日及び夏休み等は、学校の授業がないので、保護者の送迎により、午前8時から午後6時30分までお預かりしています。

支援員の勤務時間は、1日の預かりの場合は、午前7時30分から午後6時45分となっていますが、基本的には1日6時間までの勤務としているため、半日交代としていますので、特に夏休みは普段の倍の人員が必要となります。

夏休みは、臨時の補助員を募集していますが、勤務時間が朝早く夕方遅いためか、なかなか人が集まらず毎年苦勞しております。学校にもお願いして、特別支援教育支援員の方にも声を掛け、数人の方に協力していただいているところです。

小学校とのスケジュールの調整については、年間行事予定表を基に、毎月の予定表を学校から頂いた上で、小学校の状況の変化に応じて支援員の勤務時間を調整しながら、体制を整えて対応しております。

それでは、今年の4月からの新年度の状況ですが、令和4年度の児童クラブの申込み受付は、新入学の1年生を含め、12月に終了していますが、定員に余裕があるクラブは、随時申込みを受け付けておりますので、これから申込みをするご家庭もあるかと思われます。

資料1の右側の欄にもありますとおり、布川小学校児童クラブにつきましては、令和4年1月1日現在、通年の利用申込児童数は38名で、夏休みの申込みの児童数は現在6名、合計44名です。全児童数の21%の利用率となっています。

夏休み近くになると、新たに申込みが増えてくる予定ですが、現在はコロナ対策により、小学校の普通教室を1部屋お借りして2教室に分けているため、夏休みの増員があっても、対応は可能となっています。

次に、文小学校児童クラブは、現在、通年の利用申込児童数が9名と、かなり少なくなっており、国で定めている事業の最低基準である10名を下回っています。児童がほかの児童クラブへ歩いて通うことができないため、国や県の補助金を受けている都合がありますので、国のほうへ、利用人数が基準を下回っていても文小学校で児童クラブを開級しなければならない理由書を提出しまして、児童が10名以下であっても開級する予定です。夏休みの申込児童数は、現在はありません。全児童数の9%の利用率となっています。

次に、文間小学校児童クラブは、現在、通年の利用申込児童数が42名、夏休みのみの申込児童数は現在3名で、合計45名ですが、定員を超えてしまったため、現場の支援員と協議した結果、コロナ対策も行わなければならないため、次の申込みがあったとしても、待機児童として待ついただくようになります。全児童数の24%の利用率となっています。

こちらも、夏休み近くになると申込みが増えてくる予定ですが、文間小学校では預かれませんので、夏休みのみの申込み児童については、保護者の送迎で通えますので、文小学校児童クラブを利用させていただく予定です。

現在の小学生全体の児童数は、年齢別の出生人数から見ますと、転入者を含めずに考えますと、毎年かなりの人数が減ってまいりますが、児童クラブの利用者数は、核家族化で長時間働く保護者も増えており、推計では、今後においても全体の20%程度の児童が児童クラブを利用すると考えておまして、統合後におきましても、現在の場所で3クラブを開級し、利用人数によって調整していく方向で考えています。

次に、小学校統合時の課題ですが、授業終了後の下校時の児童クラブへの移動方法が課題となっています。

現在の児童クラブへの児童の移動については、各児童クラブの支援員が下校時間に児童の集合場所に出向き、児童クラブ専用の連絡帳を確認し、帰る児童と児童クラブを利用する児童を振り分けまして、児童クラブまで連れてきています。

児童クラブは、塾や習い事の日、親の仕事がお休みの日には利用しないことになっていますが、突発的に利用したり休んだりすることもあるため、毎日、連絡帳を確認しています。保護者が連絡帳に記入できないような急なお休みの場合には、児童クラブ専用の携帯電話に保護者から留守電を入れていただくか、直接連絡していただくようにしています。高学年はお休みを伝えきれませんが、低学年は自分でクラブを利用する日かどうかも分からない児童が多く、連絡帳の確認と誘導をする必要があります。

統合後については、「布川小学校」は「利根小学校」となり、普通教室を学校で全て使用する予定ですので、利根小学校の児童クラブの利用については、児童クラブの専用教室のみになり、定員 40 名までの預かりとなります。定員を超えた場合は、児童の居住地にかかわらず、ほかの児童クラブに移動していただくようになります。

現在、統合準備委員会では、児童の登下校時のバスのルートや利用方法を検討しているところで、児童クラブの利用児童の送迎方法についても、学校教育課と子育て支援課で協議しているところですが、基本的には児童クラブへの移動は、利根小学校から下校時のスクールバスに児童クラブを利用する児童も乗車して、各児童クラブの場所で降車するといった移動方法をする予定です。

その中で、現在は、各児童クラブの支援員が児童の連絡帳を確認しながら児童クラブまで連れてきていますが、統合後は、児童クラブに登録している児童について、誰がどのように児童を振り分けるかが課題となっています。

児童クラブの支援員と補助員の数は、3 人体制にしていますが、出発地の利根小学校まで、低学年の下校時と高学年の下校時に迎えに行く人員の余裕がありません。また、現在、3 カ所それぞれの学校からの預かりであるため、1 年生のみ児童の顔を覚えながら振り分けができれば、2 年生以上は、顔を見れば児童クラブを利用している児童であるので、探し回らずに学校からの引き渡しがスムーズにできています。

しかし、統合後は、三つの学校の児童が 1 カ所に集まることや、保護者の希望により預け先が変更する可能性もあり、混乱が予想されるため、担任の先生方のご協力もいただかなければ、児童クラブへの接続が大変難しくなるのではないかと考えております。

学校との連携につきましては、新型コロナウイルス感染症が蔓延し緊急事態宣言が出された際には、学校が臨時休校になっても、働く保護者のために児童クラブは開級し続けなければならない事業になっておりますが、急きょ人員を増やすため募集しても、なかなか応募がなく、ぎりぎりの人数で運営しているため、支援員の疲弊が深刻になった際には、教育委員会にもご協力いただき、各学校で半日預かっていただくなど、先生方にも大変ご協力をいただきまして、児童クラブを閉めることなく運営し続けることができました。厚く感謝申し上げます。

こうした緊急事態には、児童クラブを運営する予算の面で申し上げますと、国から特別な補助金が付くため、預かり人数や預かり時間が長くなった場合でも、予算の対応をすることができます。

今回の統合時の課題としては挙げておりませんが、現在進められている学校の働き方改革に伴いまして、学校の授業時間の変更により、児童クラブでの児童の預かり時間の増加の対応については、今後はさらに学校との細やかな連携が必要となってまいります。

今までは、学校の都合により予定外に帰る時間が多少早くなっても、支援員が勤務体制を整え、年間の予算内でお預かりすることができていましたが、今後はさらに預かり時間の増加が予想されると思います。

子育て支援課では、子育てクラブの支援員及び補助員は、常勤職員としての雇用ではなく、会計年度任用職員として雇用しており、毎年、勤務時間と単価を決めて雇用契約書を作成して勤務していただいているため、学校の働き方改革などによる預かり時間の増加に確実に対応するためには、雇用契約書の勤務時間の変更や、それに伴う賃金等の予算の対応をしていかなければなりませんので、予算計上できるタイミングでの情報共有が必須となってまいります。

その他にも、今後の検討事項は出てくることが予想されると思いますので、教育委員会と学校と町部局であります。子育て支援課が必要なときに必要な情報を頂き、しっかりつながっていかねば、子どもたちへの支援ができませんので、子どもたちが利根町で健やかに成長できるように、町全体でスムーズな連携ができますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、ご説明を終わります。

○町長（佐々木喜章君） ただいま、子育て支援課より放課後児童クラブの運営について報告がありました。小学校統合に伴う諸問題、検討事項については、小学校統合準備委員会で話し合っていたいただき、対応をしていただきたいと思います。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○学校教育課長（中村寛之君） 補足といたしますが、事前にこの内容を子育て支援課のほうからお聞きしましたので、今月 11 日の校長会のときに、バスの乗車、それから学校の都合による下校時間の変更等についても、各学校ばらばらというところがあったみたいなので、その辺は、教育長のほうから校長会のほうに話をしていただき、統一することができたと思いますので、今後も子育て支援課と連携して、対応していきたいと思っております。

以上です。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

○委員（石井 豊君） 今、説明いただいたのですけれども、小学校統合後の課題というのが非常に問題かと思いますが、特に各児童クラブの移動、特に低学年に対してスムーズな移動が必要かと思うので、いい解決方法ができるよう統合するまでに皆さんで知恵を出して解決していきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう 1 点、児童クラブ事業実施規則の一番後ろの別表第 2（第 15 条関係）の利用料ですが、一般世帯のほかに、生活保護による非保護世帯、それから、市町村民税が非課税である母子または父子家庭があって、保護者負担額が 0 円になっていますけれども、例えば、以前、学校給食費とか、準要保

護とかは、所得割非課税だったと思いますが、児童クラブについては、完全な非課税なのかどうか、その辺教えていただければと思います。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 完全な非課税世帯で区別させていただいております。

○委員（石井 豊君） わかりました。ありがとうございました。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

○委員（巻島 久君） すごい初歩的なことで申し訳ないのですが、児童クラブの対象者は、小学校1年生から小学校6年生までですか。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） そうです。

○委員（巻島 久君） そうしますと、高学年でサッカーとかミニバスケットなどに加入している子は、サッカーやミニバスケットのクラブの方が送り迎えとかしているのでしょうかけれども、児童クラブに入っていて、そういう外部のクラブに掛け持ちをしているような子はいないわけですね。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 昔、クラブの関係者の方がお迎えに来ているケースはありました。

○委員（巻島 久君） 今度、小学校が統合になって、布川地区以外の子が利根小学校の体育館とかグラウンドを利用しているクラブに加入し、また児童クラブも利用したいという子が出てこないかがちょっと心配だったのでお聞きしました。小学校統合後も児童クラブは今までと同じところに通うということでしたので、その辺の兼ね合いで少し人数が変わってきたりするのかなと思うので、綿密に入所者を把握しないと、なかなか大変なところがあると思いますので、入所者の割り出しを早い段階から慎重に正確にやっていく必要があるかと思います。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 新年度の前年の12月に入所希望者の受付はしていますが、現在は、文間小学校が多くて、文小学校が少ないというような状況ですので、そのまま預かるしかないと思っています。片や待機児童、片やがらがらというような状況がありますので、小学校統合の前の年の申込みのときには、第1希望、第2希望、第3希望をとりまして、第1希望を主として振り分けて、その後、調整していくように思っていますが、そういった理由があれば、理由もつけ加えていただくような形にしたいと思います。

○委員（巻島 久君） ありがとうございます。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） なければ、本日は、貴重なご意見をたくさん頂きありがとうございました。

以上で議題のほうは終了したいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、令和3年度第2回利根町総合教育会議を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後5時03分閉会